

フードバレーとちぎ推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「フードバレーとちぎ推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関などの関係団体が、活発に交流・連携し、新たな商品開発、海外市場も視野に入れた販路開拓、農業の高付加価値化、さらには本県の強みを活かした企業誘致を推進することにより、本県食品関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の交流、情報交換、各種連携の場の創出
- (2) 情報発信
- (3) 人材の育成・確保支援
- (4) 商品開発及び技術開発の促進
- (5) 販路開拓支援
- (6) 企業立地支援
- (7) 資金調達支援
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 県内の農業、食品製造業、流通業、小売業、外食産業その他の食品関連産業の事業者及び団体並びにこれから食品関連産業に参入しようとする者
- (2) 本県の食品関連産業の振興に取り組む大学、金融機関、行政機関、産業支援機関その他関係団体

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1企業・団体
 - (2) 副会長 3企業・団体
 - (3) 幹事 30企業・団体以内
- 2 役員は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行上の支障が生じたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行する。
- 5 幹事は、本会の事業運営に関する重要事項について、意見を付すことができる。
- 6 本会の事業等に関して必要に応じて特別に助言等を行う特別幹事を置く。
- 7 特別幹事は、会員の中から会長が指名する。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

第 8 条 総会は、本会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認
 - (3) その他、本会の事業運営に関する重要事項
- 2 総会は、会長が招集し、会長の指名した者が議長の任にあたる。
- 3 総会は、会員の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む。）の出席により成立する。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第 9 条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で構成する。
- 3 会長又は会長が指名した者は、必要に応じて幹事会を招集し、その運営を行う。
- 4 幹事会は、本会の事業運営に関する重要事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

(部会)

第 10 条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

- 2 前項の部会については、必要に応じて会長が設置する。

(アドバイザー等)

第 11 条 本会の事業等に関して助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、必要に応じて会長が委嘱する。
- 3 本会の趣旨に賛同し、本会の活動等と連携・協力する県外の食品関連の企業のうち会長が認めた者をサポート企業とすることができる。
- 4 サポート企業の承認を希望する者は、別に定めるサポート企業承認申込書を会長に提出するものとする。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は、栃木県産業労働観光部産業政策課及び同農政部農政課に置く。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第 14 条 会費は、無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は、徴収する。

(その他)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。